

い て の お 知 ら せ

介護保険料について 令和3年度～令和5年度

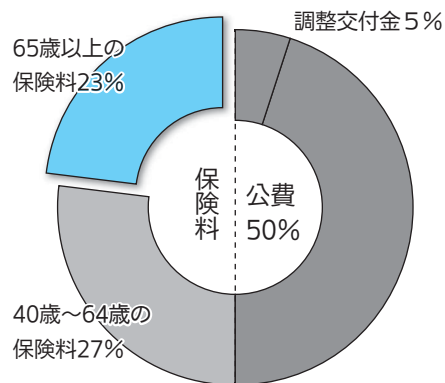
介護保険の財源

介護保険に必要な費用は、40歳以上の人納める「保険料」と、国・県・町の「公費」の半々でまかなわれます。

「保険料」の50%は、今期(令和3年度～5年度)においては40～64歳の人27%を、65歳以上の人23%を負担することとされています。

「公費」の50%は、国、県、町がそれぞれ定められた割合を負担します(図表1)。

図表1 介護保険の財源



65歳以上の人の保険料

介護保険では、65歳以上の高齢者の保険料は3年に1度改定されることになっており、令和3年度にその改定を行いました。

今期(令和3年度～5年度)の65歳以上の保険料基準額(第5段階)は、年額74,880円、月額6,240円となります。今回の改定では、国が定めたきめ細かな所得段階の設定にあわせ被保険者の負担能力に応じ9段階の保険料を設定しています(図表2)。また、所得の低い人(第1～第3段階の人)に対しては保険料の軽減を行っています。

図表2 所得に応じた保険料の額(令和3年度～令和5年度)

階層	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	22,464円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	37,440円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	52,416円
第4段階	本人は住民税非課税であるが世帯員が住民税課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	67,392円
第5段階	本人は住民税非課税であるが世帯員が住民税課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	74,880円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	89,856円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	97,344円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	112,320円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円を超える人	127,296円

※第1段階～第3段階の方の保険料については、負担軽減のため公費負担により軽減されます(表記の金額は軽減後の金額です)